

沖縄県道路位置指定取扱要領

制定 令和5年4月1日

目次

第1章 総則（第1条—第14条）

第2章 申請図書の作成要領（第15条—第31条）

第3章 雑則（第32条—第35条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要領は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号に規定する道路の位置指定及び法第45条に規定する私道の変更又は廃止の制限に関して、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）第144条の4、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）第9条、第10条及び第10条の2、建築基準法施行条例（昭和47年条例第83号。以下「条例」という。）、沖縄県建築基準法施行細則（昭和56年沖縄県規則第1号。以下「細則」という。）第7条及び第8条並びに沖縄県文書編集保存規程（昭和49年訓令第38号。以下「規程」とする。）第6条に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、当該指定事務の円滑化を図るとともに良好な市街地の形成の推進に資することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 道路位置指定 法第42条第1項第5号の規定に基づく道路の位置の指定をいう。
- (2) 申請道路 道路位置指定を受けようとする道路をいう。
- (3) 位置指定道路 道路位置指定を受けた道路をいう。
- (4) 道路位置指定等 道路位置指定並びに位置指定道路の変更及び廃止をいう。
- (5) 位置指定基準 政令第144条の4に基づく道に関する基準及び別で定める「道路位置指定にかか
る基準及び沖縄県道路位置指定技術基準」をいう。
- (6) 既存道路 道路位置指定申請以前から存する法第42条第1項各号に規定する道路をいう。
- (7) 2項道路 法第42条第2項に規定する道路をいう。
- (8) 袋路状道路 法第43条第3項第5号及び政令第144条の4第1項第1号に規定する、その一端の
みが他の道路に接続したものをいう。
- (9) 開発区域 次に掲げる区域をいう。
 - ア 申請道路となる土地の区域
 - イ 申請道路に接する敷地のうち、既存道路及び2項道路に接する敷地並びに法適合が確認でき
る建築物の敷地を除いた土地の区域
- (10) 申請者 道路位置指定を受けようとする者をいう。
- (11) 市町村長 申請道路となる土地が所在する市町村の長をいう。
- (12) 所長 申請道路となる土地の区域を所管する土木事務所の長をいう。

- (13) 建築指導課長 沖縄県土木建築部建築指導課長をいう。
- (14) 関係機関 次に掲げる機関をいう。
 - ア 沖縄県土木建築部建築指導課
 - イ 申請道路となる土地が所在する市町村
 - ウ 申請道路に隣接する土地が所在する市町村
 - エ 申請道路と既存道路及び2項道路が接続する土地が所在する市町村
 - オ 他法令の規制等を所管する国及び地方公共団体の機関
- (15) 関係権利者 申請道路となる土地に対して次に掲げる者をいう。
 - ア 所有権者
 - イ 借地権者
 - ウ 地役権者
 - エ 抵当権者
 - オ アからエの仮登記名義人
 - カ その土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者
- (16) 道路維持管理者 申請道路又は位置指定道路を管理する者をいう。
- (17) 管理者等 位置指定道路に対して次に掲げる者をいう。
 - ア 位置指定道路について道路位置指定申請した者
 - イ 位置指定道路を築造した者
 - ウ 道路維持管理者
 - エ その土地を承継取得した者
- (18) 隣接地主等 申請道路に隣接する土地の所有権者、借地権者又は接続する既存道路の管理者をいう。

(道路位置指定の申請)

- 第3条** 申請者は、原則として、申請道路の築造工事に着手する前に、細則第7条第1項に規定する道路位置指定申請書（細則第10号様式）正本1通及び副本2通に、それぞれ省令第9条及び別表1に定める図書及び書類を添えたものを作成のうえ、市町村長を経由して所長に提出し、審査を受けなければならない。
- 2 前項の申請書を受理した市町村長は、申請道路が接続する道路の名称、幅員、及び接続することへの意見その他特記すべき事項を道路位置指定等進達書（第1号様式）に記載して所長あて進達するものとする。
 - 3 第1項に規定する申請書正本への添付図書は、原本及び原図とする。
 - 4 申請者は、位置指定基準について疑義がある場合は、申請書を提出する前にあらかじめ所長と協議しなければならない。

(道路位置指定の審査)

- 第4条** 所長は、前条第1項の規定による申請書を受理したときは、速やかに現地調査を行った上で申請書の内容及び申請道路が位置指定基準に適合するかどうかの審査を行い、必要があるときは、他法令の規制等を所管する関係機関に意見を求めることができる。
- 2 関係機関は、前項の規定にかかわらず、所長に対し、申請道路について必要な意見を述べることができる。

(道路築造の承認)

第5条 所長は、申請道路が位置指定基準に適合し、申請書の内容について支障がないと認めたときは、当該申請者に道路築造計画承認書（第2号様式）を交付するものとする。

2 申請者は、前項の承認書の交付を受けた後、申請道路の築造工事に着手することとする。

3 申請者は、申請道路の築造工事に着手したときは、速やかに工事着手届出書（第3号様式）を所長に届け出なければならない。

(築造承認後の工事内容の変更)

第6条 申請者は、前条により道路築造の承認を受けた後において、工事内容を変更しようとするときは、速やかに道路築造計画変更届出書（第4号様式）正本1通及び副本2通に、それぞれ変更に係る図書及び書類を添えたものを作成のうえ、市町村長を経由して所長に提出しなければならない。

2 所長は、前項の規定による道路築造計画変更届出書を受理したときは、速やかに変更内容が位置指定基準に適合するかどうかを確認し、支障がないと認めたときは、当該申請者に道路築造計画変更承認書（第5号様式）を交付するものとする。

3 申請者は、前項の受理書の交付を受けた後、当該変更に係る申請道路の築造工事に着手することとする。

4 第1項の場合において、所長は、必要があるときは、他法令の規制等に関して関係機関に意見を求めることができる。

5 第3条第2項及び第4条第2項の規定は、築造承認後の変更をする場合に準用する。

(道路築造の完了)

第7条 申請者は、申請道路の築造工事が完了したときは、道路築造完了報告書（第6号様式）を所長に提出しなければならない。

2 所長は、前項の規定による道路築造完了報告書を受理したときは、速やかに申請者立会いの下で次に掲げる事項について確認し、支障がないと認めたときは、当該申請者に道路位置指定書（細則第11号様式）を交付するものとする。

(1) 築造された申請道路が位置指定基準に適合していること。

(2) 次条第1項に規定する土地の分筆及び登記が完了していること。

3 前項の規定による道路位置指定書の交付は、道路位置指定書に第3条第1項の申請書の副本1通並びにその添付図書及び添付書類並びに第6条第1項の届出書の副本1通を添えて行うものとする。

(土地の分筆等)

第8条 申請者は、道路位置指定書の交付を受けるまでに申請道路の土地について分筆及び登記を完了しなければならない。

2 申請者は、前項の規定において、土地の権利を有する者又はその土地を位置指定基準に適合するよう管理する者に変更があった場合は、変更後の当該者に係る関係権利者承諾書（第7号様式）又は道路維持管理者承諾書（第8号様式）を所長に提出しなければならない。

3 第1項の規定において、やむを得ず道路位置指定前に土地の登記ができない場合は、申請者は所長と協議しなければならない。

(公告手続)

第9条 所長は、道路位置指定書を交付したときは、建築指導課長及び市町村長に対し、道路位置指

定通知書（第9号様式）に下記に掲げる図書（市町村長へは副本1通及び申請書の添付図書及び添付書類）を添えたものを通知しなければならない。

- (1) 道路位置指定書
 - (2) 指定道路調書（省令第42号の24様式）
 - (3) 道路位置指定台帳（第10号様式）
 - (4) 附近見取図（第11号様式その1）
 - (5) 地籍図（第11号様式その2）
 - (6) 道路計画平面図（第11号様式その3）
 - (7) 公図の写し
- 2 所長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、必要に応じて隣接市町村の長に対して前項に規定する通知書等を通知することができる。
- (1) 位置指定道路が、隣接市町村に接している場合
 - (2) 位置指定道路に隣接する土地が、隣接市町村に所在する若しくは接している場合
 - (3) 位置指定道路に接続する既存道路及び2項道路（袋路状道路含む）が、隣接市町村に所在する若しくは接している場合
 - (4) 隣接市町村から図書の通知の要望があった場合
 - (5) その他所長が通知する必要があると判断した場合
- 3 建築指導課長は、第1項の規定による道路位置指定の通知を受けたときは、細則第27条の規定により公告を行わなければならない。

（位置指定道路の変更）

第10条 位置指定道路について次に掲げる事項の変更をしようとする者は、細則第8条に規定する道路位置指定の変更（廃止）申請書（細則第14号様式）正本1通及び副本2通に、それぞれ省令第9条及び別表2に定める図書及び書類を添えたものを作成のうえ、市町村長を経由して所長に提出し、審査を受けなければならない。

- (1) 道路の幅員
 - (2) 道路の延長の短縮
 - (3) 転回広場の形状
 - (4) 道路の縦断勾配
 - (5) 道路の仕上げ（道路の横断勾配を含む）
- 2 所長は、前項の規定による変更の築造承認を受けた道路の築造完了報告書を受領したときは、速やかに申請者立会いの下で第7条第2項各号に掲げる事項について確認し、支障がないと認めるときは、当該申請者に道路位置指定変更（廃止）書（細則第15号様式）を交付するものとする。
- 3 位置指定道路の変更は、変更する道路に接する敷地が法第43条第1項及び条例第5章の規定に適合する場合に限り、行うことができる。
- 4 位置指定道路を延長しようとする場合は、当該延長部分は新たな位置指定道路とみなす。この場合において、既存の位置指定部分も含めて位置指定基準に適合するものとする。
- 5 第3条第2項及び第4条から前条までの規定は、第1項の位置指定道路の変更の場合について準用する。

（位置指定道路の廃止）

第11条 位置指定道路を廃止しようとする者は、細則第8条に規定する道路位置指定の変更（廃止）

申請書正本1通及び副本2通に、それぞれ別表3に定める図書及び書類を添えたものを作成のうえ、市町村長を経由して所長に提出しなければならない。

- 2 市町村長は、帰属等を受けた位置指定道路を法第42条第1項第1号に規定する市町村道に認定する場合、位置指定道路の私道廃止届（第12号様式）を所長に提出することができる。
- 3 所長は、道路位置指定書が交付された位置指定道路のうち、築造工事に着手していないものを確認した場合は、管理者等と同位置指定道路の一部又は全部を廃止するよう指示することができる。
- 4 第3条第2項、第4条、第9条及び前条第1項から第3項までの規定は、第1項及び第2項の位置指定道路の廃止の場合について準用する。

（道路位置指定申請等の拒否）

第12条 所長は、第3条、第7条、第10条及び前条の規定による申請が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該申請を拒否することができる。

- (1) 申請道路が申請の内容に応じて築造されていない場合又は築造工事に着手しておらず、かつ、長期間（1年）にわたってなされる見込みのないもの
 - (2) 申請書の内容又は記載事項について不備又は事実と異なる事項があり、これらの事項等について是正・訂正又は書類の追完等を行うように指示したにもかかわらず、長期間（3カ月）にわたりこれらの是正・訂正又は書類の追完をしないもの又はその見込みのないもの
 - (3) 「都市計画法に基づく開発許可制度に関する運用基準」（建築指導課作成）の規定による一体開発に該当し、かつ、同法に基づく開発許可を要するもの
 - (4) その他建築関係法令又はこの要領に違反するもの
- 2 所長は、前項の規定により申請を拒否したときは、道路位置指定できない旨通知書（第13号様式）を作成し、配達証明郵便又はその他の方法により申請者に送付すると同時に道路位置指定申請書（副本2部）を返戻するものとする。
 - 3 所長は、前2項の規定により申請を拒否したときは、道路位置指定申請却下（棄却）通知書（第14号様式）を作成し、所管の市町村長へ通知するものとする。

（台帳の整備等）

第13条 所長は、道路位置指定等を行ったときは、道路位置指定台帳を作成し、永年保存するものとする。

- 2 所長は、道路位置指定等を行った後の申請書について、規程第6条に規定する第1種（20年保存）にて保存するものとする。

（位置指定道路の維持管理）

第14条 管理者等は、位置指定道路が一般交通の用に供するよう、良好な維持管理に努めなければならない。

- 2 管理者等は、位置指定道路に接する敷地の所有者又は借地人等から当該位置指定道路を利用して隣接敷地の開発行為又は建築行為を行いたい旨の申し入れがあった場合は、これを拒否してはならない。
- 3 管理者等は、管理者等が変更になった場合は、道路維持管理者変更届出書（第15号様式）を市町村長を経由して所長に届け出なければならない。

第2章 申請図書の作成要領

(申請図書の作成方法)

第15条 第3条第1項、第10条第1項及び第11条第1項に規定する申請書及び添付図書等は、製本後の大きさ及び綴りをA4判左横とじとなるようにし、申請内容に応じて別表1から別表3までにそれぞれの番号順に並べるものとする。

(道路位置指定申請書の記載方法)

第16条 申請者は、道路位置指定申請書について、それぞれ次号に掲げるとおり記載するものとする。

- (1) 申請者氏名については、その人員ごとに次に掲げる形式により記載するものとする。

ア 1人のとき	申請者何某
イ 2人のとき	申請者何某何某
ウ 3人以上のとき	申請者何某他何名とし、別途申請者一覧表を添付
エ 代理人のとき	何某代理人何某とし、別途委任状を添付
オ 法人のとき	申請法人名代表者何某
カ 法人代理人のとき	申請法人名代理者何某代理人何某とし、別途委任状を添付
- (2) 申請者は、申請道路の築造に係る者とする。
- (3) 申請代理人及び申請図面作成者は、建築士・測量士又は土地家屋調査士のいずれかとし、申請図面内に図面作成者名及び有する資格を明確に表示しなければならない。
- (4) 申請道路の地名及び地番については、申請道路の部分となる土地が位置する地名(小字を含む。)及び地番(号を含む。)全てを記載するものとする。
- (5) 申請道路の延長については、各道路部分の延長の合計を記載するものとする。
- (6) 申請道路内に転回広場があるときには、その配置箇所数及び合計面積を記載するものとし、この場合の転回広場の範囲は、位置指定基準の例によるものとする。
- (7) 申請理由については、申請道路を築造することとなった経緯及び申請道路に関連する宅地供給等の事業計画を具体的に記載しなければならない。なお、欄内に記載できない場合は、別紙理由書を添付することができる。

(関係権利者等の承諾書等)

第17条 申請者は、関係権利者に対し、道路位置指定申請の承諾を得る際、関係権利者承諾書への記名、押印を求めるとともに、権利関係整理票(第16号様式)に必要事項を記載し、申請書に添付するものとする。ただし、申請道路に仮登記がされており、売買契約書等により権利の移行を明確に示す書類の添付があった者に対しては、承諾を要しない。

- 2 道路位置指定の変更及び廃止について、承諾を必要とする関係権利者の範囲は、次に掲げるものとし、権利関係整理票に記載するものとする。
 - (1) 前項に規定する関係権利者
 - (2) 当該道路の変更及び廃止処分により、法第43条の接道義務規定に抵触するに至る隣接地の権利者
- 3 申請者は、道路管理者に対し、道路維持管理の承諾を得る際、次に掲げるものを求め、申請書に添付するものとする。
 - (1) 道路維持管理者承諾書への記名、押印
 - (2) 道路維持管理計画書(第17号様式)の作成

- 4 申請者は、前3項の規定において、申請時から位置の指定、変更又は廃止の処分を行うまでの間に、関係権利者の変動がある場合においては、変動に係る者についての承諾の補完をしなければならない。
- 5 第10条及び第11条の規定において、やむを得ず変更前若しくは廃止前の関係権利者及び道路維持管理者からの承諾を得ることができない場合は、申請者は所長と協議することができるものとする。

(道路維持管理計画書)

第18条 申請者は、道路維持管理計画書を作成する際、道路管理者に次に掲げる事項を明記させ、申請書に添付するものとする。

- (1) 申請道路における維持管理の主体及びその方法
- (2) 申請道路における交通規制の有無及び規制を行う場合の方針
- (3) 築造工事費における受益者負担金徴収の有無及び徴収を行う場合の方針
- (4) 申請道路の維持管理費における受益者負担金徴収の有無及び徴収を行う場合の方針

(隣接地主等の同意書)

第19条 申請者は、隣接地主等に対し、道路位置指定申請の同意を得る際、隣接地主等同意書(第18号様式)への記名を求めるとともに、権利関係整理票に必要事項を記載し、申請書に添付するものとする。

- 2 申請者は、隣接地主等から前条第3号に規定する受益者負担金を徴収する場合、前項の同意を得る前にあらかじめ維持管理計画の説明を行わなければならない。
- 3 前項の規定による同意書について、次のいずれかの理由により隣接地主等の同意を得ることができない場合は、その具体的な理由を記載した書類をもって同項の同意書に代えることができる。
 - (1) 隣接地主等及びその家族の居所が不明のとき
 - (2) 隣接地主等が、道路位置指定申請に関係ない事件等により同意をしない又はできないとき
 - (3) 道路位置指定を行うことによって隣接敷地又は隣接建築物が直ちに法違反となることがない場合において、将来の利害関係を理由に又は理由の有無にかかわらず同意をしないとき
 - (4) その他前3号に類する理由のとき

(関係権利者等の印鑑証明書)

第20条 申請者は、関係権利者及び道路管理者の印鑑証明書について、申請日以前6カ月以内に地方公共団体の長が発行したものをA4判の白紙に貼付し、申請書に添付するものとする。ただし、A4判の白紙より大きな証明書については、白紙に貼付することを要しない。

(土地及び建物の登記簿謄本)

第21条 申請者は、申請道路の土地及びその土地に存する建築物並びに申請道路に隣接する土地の各筆の登記簿謄本について、申請日以前6カ月以内に法務局の登記官が発行したものを、申請書に添付するものとする。

(公図の写し)

第22条 申請者は、申請道路の土地及び申請道路に隣接する土地の公図の写しについて、法務局備えのものですら公図の写しである旨の証明があるものを、申請書に添付するものとする。

- 2 申請道路の土地又は申請道路に隣接する土地が地籍未確定の地域であるときは、土地家屋調査士

が作成する隣接地主等の承諾を得た地籍測量図をもって前項の公図の写しに代えることができる。

(現況写真)

第23条 申請者は、現況写真について、撮影位置及び方向を表示した補助図を作成するとともに、申請道路の周辺状況がわかるよう次に掲げる事項を撮影し、申請書に添付するものとする。

- (1) 申請道路
- (2) 申請道路に隣接する土地
- (3) 申請道路に接続する既存道路及び2項道路
- (4) その他申請道路の周辺状況がわかるもの

(附近見取図の作成方法)

第24条 申請者は、付近見取図(縮尺3,000分の1程度)を作成する際、申請道路の土地及びその周辺状況について図示するものとし、次に掲げる事項を明示し、申請書に添付するものとする。

- (1) 縮尺、方位
- (2) 申請道路の位置
- (3) 附近の目標となる街区
- (4) 附近の目標となる地物の名称、構造、用途等
- (5) 既存道路及び2項道路の国、県、市町村道、私道の別
- (6) 既存道路及び2項道路の幅員

(地籍図の作成方法)

第25条 申請者は、地籍図(縮尺500分の1程度)を作成する際、申請道路の土地及びこれらに隣接する土地の範囲について図示するものとし、道路位置指定申請書裏面の凡例に従い、次に掲げる事項を明示し、申請書に添付するものとする。

- (1) 縮尺、方位
- (2) 申請道路の位置
- (3) 土地の境界、地番、地目
- (4) 申請道路の土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の氏名
- (5) 申請道路の土地内にある建築物、工作物、道路及び水路の位置
- (6) 予定建築物及び既存建築物の位置及び用途
- (7) 土地の高低その他地形上特筆すべき事項

(道路計画平面図の作成方法)

第26条 申請者は、道路計画平面図(縮尺300分の1程度)を作成する際、申請道路の土地について図示するものとし、道路位置指定申請書裏面の凡例に従い、次に掲げる事項を明示し、申請書に添付するものとする。

- (1) 縮尺、方位
- (2) 接続する既存道路及び2項道路の名称、幅員及び形状
- (3) 申請道路の延長、幅員、すみ切りの寸法、転回広場の位置及び形状
- (4) 排水施設及び放流先
- (5) 申請道路築造に伴う構造物の位置及び種類

(6) 土地の高低その他地形上特筆すべき事項

(道路構造詳細図の作成方法)

第27条 申請者は、横断詳細図及び縦断図（第11号様式その4 縮尺は任意）を作成する際、申請道路の構造について図示するものとし、使用材料の名称、寸法等を明示し、申請書に添付するものとする。

2 所長は、申請道路及びその周辺の状況によっては、申請者に対し、次に掲げる図書の添付を求めることができる。

- (1) 工事仕様書
- (2) 特記仕様書
- (3) 構造計算書
- (4) 雨水排水計算書
- (5) その他必要であると認める図書

(面積求積図及び面積表の作成方法)

第28条 申請者は、面積求積図及び面積表（第11号様式その5 縮尺は任意）を作成する際、申請道路の土地及びこれらに隣接する土地について図示するものとし、次に掲げる事項を明示し、申請書に添付するものとする。

- (1) 申請道路の面積求積図及び面積表
- (2) 開発区域の面積求積図及び面積表
- (3) 転回広場部分の面積求積図及び面積表

(変更（廃止）道路及び隣接土地状況図の作成方法)

第29条 申請者は、変更（廃止）道路及び隣接土地状況図（第11号様式その6 縮尺3,000分の1程度）を作成する際、変更又は廃止しようとする既存位置指定道路の土地及びこれらに隣接する土地の状況について図示するものとし、次に掲げる事項を明示し、申請書に添付するものとする。

- (1) 縮尺、方位
- (2) 指定道路の位置、延長、幅員
- (3) 指定道路の土地内にある建築物、工作物、道路及び水路の位置
- (4) 隣接する地物の名称、構造、用途等
- (5) 既存建築物の位置及び用途
- (6) 既存道路及び2項道路の国、県、市町村道、私道の別
- (7) 既存道路及び2項道路の幅員

(その他の図書)

第30条 所長は、申請道路の審査のため必要であると認めるときは、必要に応じて申請者に対し、次に掲げる図書の添付を求めることができる。

- (1) 申請道路の築造工事に係る土地の地目が農地等である場合 農地法（昭和27年法律第229号）の規定による農地転用許可書、現況証明書又は非農地証明書
- (2) 沖縄県赤土等流出防止条例に基づく知事への届出が必要な事業行為を行う場合 所管保健所による收受印が押印された届出書の写し等
- (3) 申請道路の敷地となる土地に里道、道路敷、水路敷等公有地を含む場合 公有地の管理者の道

路位置指定承諾書

- (4) 土地の登記簿謄本と承諾書又は印鑑証明書の住所がそれぞれ異なる場合 その経緯を明瞭にできる住民票等
- (5) 相続関係を明らかにする必要がある場合 関係者の戸籍謄本又は死亡証明書等
- (6) その他申請道路の審査に必要な図書として所長が認めるもの

(道路築造完了報告書の添付図書)

第31条 第7条に規定する道路築造完了報告書には、次に掲げる図書を添付するものとする。

- (1) 築造完了状況の写真（幅員、延長及び転回広場の実測寸法含む）
- (2) 第23条に規定する補助図
- (3) 土地の分筆及び登記が完了したときは、その全部事項証明及び公図の写し
- (4) 申請書の図面が分筆後と異なる場合は、各別表の図面類及び指定道路調書（省令第42号の24様式）

第3章 雑則

(道路位置指定等申請取下げ)

第32条 申請者は、第3条、第11条及び第12条の規定による申請中において、当該申請の取下げを行う場合は、道路位置指定等申請取り下げ届出書（第19号様式）を、所長に提出しなければならない。

2 所長は、前項の届出書を受理したときは、その写しを所管の市町村長あて通知するものとする。

(道路位置指定の証明願)

第33条 道路位置指定を受けた旨の証明を受けようとする者は、道路位置指定証明願（第20号様式）を所長に提出しなければならない。

(道路位置指定証明書の交付)

第34条 所長は、前条の規定による証明願を受理したときは、道路位置指定台帳と照合し、支障がないと認めるときは、当該申請者に次に掲げる図書の写しを添付の上、道路位置指定証明書（第21号様式）を交付するものとする。

- (1) 附近見取図
- (2) 地籍図
- (3) 道路計画平面図

(位置指定道路ではない私道の変更又は廃止)

第35条 第10条及び第11条の規定は、法第45条の規定に基づく位置指定道路ではない私道を変更又は廃止する場合に準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

- 2 沖縄県道路位置指定基準及び事務取扱要領（昭和57年3月）は廃止する。

（経過措置）

- 3 この規則の施行前に改正前の沖縄県道路位置指定基準及び事務取扱要領（昭和57年3月）の規定に基づいてなされた申請、届出その他の手続でこの規則に相当規定のあるものは、それぞれこの規則によりなされたものとみなす。

別表 1

道路位置指定申請時提出様式一覧

図書の種類	記載内容等	備考	
(1)道路位置指定申請書 (細則第10号様式)	細則第7条第1項	申請者が3名以上のとき、申請者一覧表を別途添付(様式は任意)	
(2)委任状	個人：代理者の住所、氏名 法人：企業住所、企業名、代理者氏名	申請を代理する場合に添付(様式は任意)	
(3)権利関係整理票 (第16号様式)	申請道路及び隣接する土地に権利を有する者(土地所有者、家屋所有者、抵当権者、借地借家人)に関する必要事項		
(4)関係権利者承諾書 (第7号様式)	申請道路の土地に権利を有する者すべてからの承諾	申請を代理する場合に添付(様式は任意)	
(5)道路管理者承諾書 (第8号様式)	申請道路が指定基準に適合するよう管理する者の承諾		
(6)道路維持管理計画書 (第17号様式)	道路の維持管理方法、交通規制の方針、工事の受益者負担の方針、維持管理費負担の方針	第8号様式	
(7)隣接地主等同意書 (第18号様式)	申請道路に隣接する土地に権利を有する者すべてからの同意		
(8)関係権利者印鑑証明書	申請日以前6ヶ月以内に発行されたもの	A4判の白紙に貼付したものを添付	
(9)土地及び建物登記簿謄本 (全部事項証明書)	土地、建築物並びに隣接土地各筆に係る証明書で、申請日以前6ヶ月以内に発行されたもの	—	
(10)公図の写し	原則として申請道路の土地及び申請道路に隣接する土地を含む法務局備えの公図(転写年月日、転写者、転写場所を奥書する)	地籍未確定地域の場合、土地家屋調査士が作成する隣接地主等の承諾を得た地籍測量図を添付	
(11)現況写真	開発区域、取付道路等申請道路の周辺状況がわかる写真	撮影位置及び方向を表示した補助図を添付	
図 面 類	①附近見取図 (第11号様式その1)	申請道路の土地及びその周辺状況の詳細を図示	縮尺1/3,000程度
	②地籍図 (第11号様式その2)	申請道路の土地及びこれらに隣接する土地の範囲について詳細を図示	縮尺1/500程度
	③道路計画平面図 (第11号様式その3)	申請道路の土地について詳細を図示	縮尺1/300程度
	④横断詳細図及び縦断図 (第11号様式その4)	申請道路の構造について詳細を図示	縮尺は任意 必要に応じて、工事仕様書、特記仕様書、構造計算書、雨水排水計算書等を添付
	⑤面積求積図及び面積表 (第11号様式その5)	申請道路の土地及びこれらに隣接する土地の面積について図示	縮尺は任意 開発計画面積表を明示
そ の 他	①道路位置指定申請等チェックリスト		—
	②指定道路台帳 (省令第42号の24様式)	指定道路の種類、指定年月日、延長、幅員、位置、申請者氏名、位置図等	位置図の縮尺は任意
	③その他	必要に応じて所長が求める図書	—

注) 承諾書、印鑑証明書、登記簿謄本などの原本は、申請書正本に添付する(副本はコピー可)。

別表 2

道路位置指定（私道）変更申請時提出様式一覧

図書の種類	記載内容等	備考	
(1)道路位置指定変更(廃止)申請書(細則第14号様式)	細則第8条第1項	申請者が3名以上のとき、申請者一覧表を別途添付(様式は任意)	
(2)委任状	個人：代理者の住所、氏名 法人：企業住所、企業名、代理者氏名	申請を代理する場合に添付(様式は任意)	
(3)権利関係整理票(第16号様式)	変更道路及び隣接する土地に権利を有する者(土地所有者、家屋所有者、抵当権者、借地借家人)に関する必要事項		
(4)関係権利者承諾書(第7号様式)	変更道路の土地に権利を有する者すべてからの承諾	申請を代理する場合に添付(様式は任意)	
(5)道路管理者承諾書(第8号様式)	変更道路が指定基準に適合するよう管理する者の承諾		
(6)道路維持管理計画書(第17号様式)	道路の維持管理方法、交通規制の方針、工事の受益者負担の方針、維持管理費負担の方針	第8号様式	
(7)隣接地主等同意書(第18号様式)	申請道路に隣接する土地に権利を有する者すべてからの同意		
(8)関係権利者印鑑証明書	申請日以前6ヶ月以内に発行されたもの	A4判の白紙に貼付したものを添付	
(9)土地及び建物登記簿謄本(全部事項証明書)	土地、建築物並びに隣接土地各筆に係る証明書で、申請日以前6ヶ月以内に発行されたもの	—	
(10)公図の写し	原則として変更道路の土地及び変更道路に隣接する土地を含む法務局備えの公図(転写年月日、転写者、転写場所を奥書する)	地籍未確定地域の場合、土地家屋調査士が作成する隣接地主等の承諾を得た地籍測量図を添付	
(11)現況写真	開発区域、取付道路等変更道路の周辺状況がわかる写真	撮影位置及び方向を表示した補助図を添付	
(12)道路位置指定書の写し(細則第11号様式)		保有していない場合、指定番号及び指定年月日を別紙記載	
図面類	①附近見取図(第11号様式その1)	変更道路の土地及びその周辺状況の詳細を図示	縮尺1/3,000程度
	②地籍図(第11号様式その2)	変更道路の土地及びこれらに隣接する土地の範囲について詳細を図示	縮尺1/500程度
	③道路計画平面図(第11号様式その3)	変更で必要な場合 変更道路の土地について詳細を図示	縮尺1/300程度
	④横断詳細図及び縦断図(第11号様式その4)	変更で必要な場合 変更道路の構造について詳細を図示	縮尺は任意 必要に応じて、工事仕様書、特記仕様書、構造計算書、雨水排水計算書等を添付
	⑤面積求積図及び面積表(第11号様式その5)	変更で必要な場合 変更道路の土地及びこれらに隣接する土地の面積について図示	縮尺は任意 開発計画面積表を明示
	⑥変更(廃止)道路及び隣接土地状況図(第11号様式その6)	変更道路及びそれに接する敷地の状況について図示	縮尺1/3,000程度
その他	①道路位置指定申請等チェックリスト		—
	②指定道路台帳(省令第42号の24様式)	指定道路の種類、指定年月日、延長、幅員、位置、申請者氏名、位置図等	位置図の縮尺は任意
	③その他	必要に応じて所長が求める図書	—

注) 承諾書、印鑑証明書、登記簿謄本などの原本は、申請書正本に添付する(副本はコピー可)。

別表 3

道路位置指定（私道）廃止申請時提出様式一覧

図書の種類	記載内容等	備考
(1)道路位置指定変更(廃止)申請書（細則第14号様式）	細則第8条第1項	申請者が3名以上のとき、申請者一覧表を別途添付（様式は任意）
(2)委任状	個人：代理者の住所、氏名 法人：企業住所、企業名、代理者氏名	申請を代理する場合に添付（様式は任意）
(3)権利関係整理票（第16号様式）	廃止道路及び隣接する土地に権利を有する者（土地所有者、家屋所有者、抵当権者、借地借家人）に関する必要事項	
(4)関係権利者の承諾書（第7号様式）	廃止道路の土地に権利を有する者すべての承諾	申請を代理する場合に添付（様式は任意）
(5)道路管理者の承諾書（第8号様式）	廃止道路を管理していた者の承諾	
(6)関係権利者の印鑑証明書	申請日以前6ヶ月以内に発行されたもの	A4判の白紙に貼付したものを添付
(7)土地及び建物の登記簿謄本（全部事項証明書）	土地、建築物並びに隣接土地各筆に係る証明書で、申請日以前6ヶ月以内に発行されたもの	—
(8)現況写真	開発区域、取付道路等廃止道路の周辺状況がわかる写真	撮影位置及び方向を表示した補助図を添付
(9)道路位置指定書の写し（細則第11号様式）		保有していない場合、指定番号及び指定年月日を別紙記載
図面類	①附近見取図（第11号様式その1）	廃止道路の土地及びその周辺状況の詳細を図示 縮尺1/3,000程度
	②地籍図（第11号様式その2）	廃止道路の土地及びこれらに隣接する土地の範囲について詳細を図示 縮尺1/500程度
	③道路計画平面図（第11号様式その3）	廃止道路の土地について詳細を図示 縮尺1/300程度
	④面積求積図及び面積表（第11号様式その5）	廃止道路の土地及びこれらに隣接する土地の面積について図示 縮尺は任意 開発計画面積表を明示
	⑤変更（廃止）道路及び隣接土地状況図（第11号様式その6）	廃止道路、その周辺状況、廃止道路に接する建築物の敷地が法第43条第1項及び条例第5章の規定に適合することを明示について図示 縮尺1/3,000程度
その他	①道路位置指定申請等チェックリスト	—
	②指定道路台帳（省令第42号の24様式）	指定道路の種類、指定年月日、延長、幅員、位置、申請者氏名、位置図等 位置図の縮尺は任意
	③その他	必要に応じて所長が求める図書 —

注) 承諾書、印鑑証明書、登記簿謄本などの原本は、申請書正本に添付する（副本はコピー可）。